

令和7年度 建設工事関係者連絡会議



令和7年7月10日
葛城労働基準監督署

本日の内容

①建設業の働き方改革（労働時間の上限規制）

②建設業における監督の指導状況

+ ～法違反の具体例～

①建設業の働き方改革（労働時間の上限規制）

- 2024年4月から建設業に対する労働時間の上限規制が開始されました。
- 他業種と比較すると、建設業の労働時間上限は長いですが、これまでのような長時間労働はできなくなりました。
- 業務を通じ、建設業の方が上限規制に対応するために日々努力されていると感じています。

労働基準監督署は、業種を問わず、違法な長時間労働を行っている事業場に対し、厳格な措置**を講じています。**

発注側となる皆様におかれましても、余裕のある工期の設定等、上限規制対応にご協力をお願いします。

Q：どこから労働時間？

7：00 社長の指示により会社の土場に行き、今日必要な道具や部材を会社のトラックに積み込む。

7：15 一緒に作業するメンバーを会社のトラックに乗せ出発。

8：30 現場に到着。作業開始。

17：00 作業終了。一緒に作業したメンバーや会社のトラックを会社の土場に戻すため、現場を出発。

18：45 渋滞のため遅くなったものの土場に到着。明日は後片付けを行う余裕があるため、すぐに皆解散した。

いったいどこから労働時間となるのでしょうか？

②建設業における監督の指導状況

- 労働基準監督署では建設現場を臨検し、必要な指導を行っています。
- 奈良労働局内の監督署（奈良、葛城、桜井、大淀）が令和6年度に実施した建設現場の監督件数は227件でした。
（※件数＝下請を含めた事業場数です。件数＝現場数ではありませんのでご注意ください。）
- 令和6年度に監督を行った事業場数227件の内、何かしらの違反が認められた事業場数は138件でした。

約60%の違反率です。

②建設業における監督の指導状況

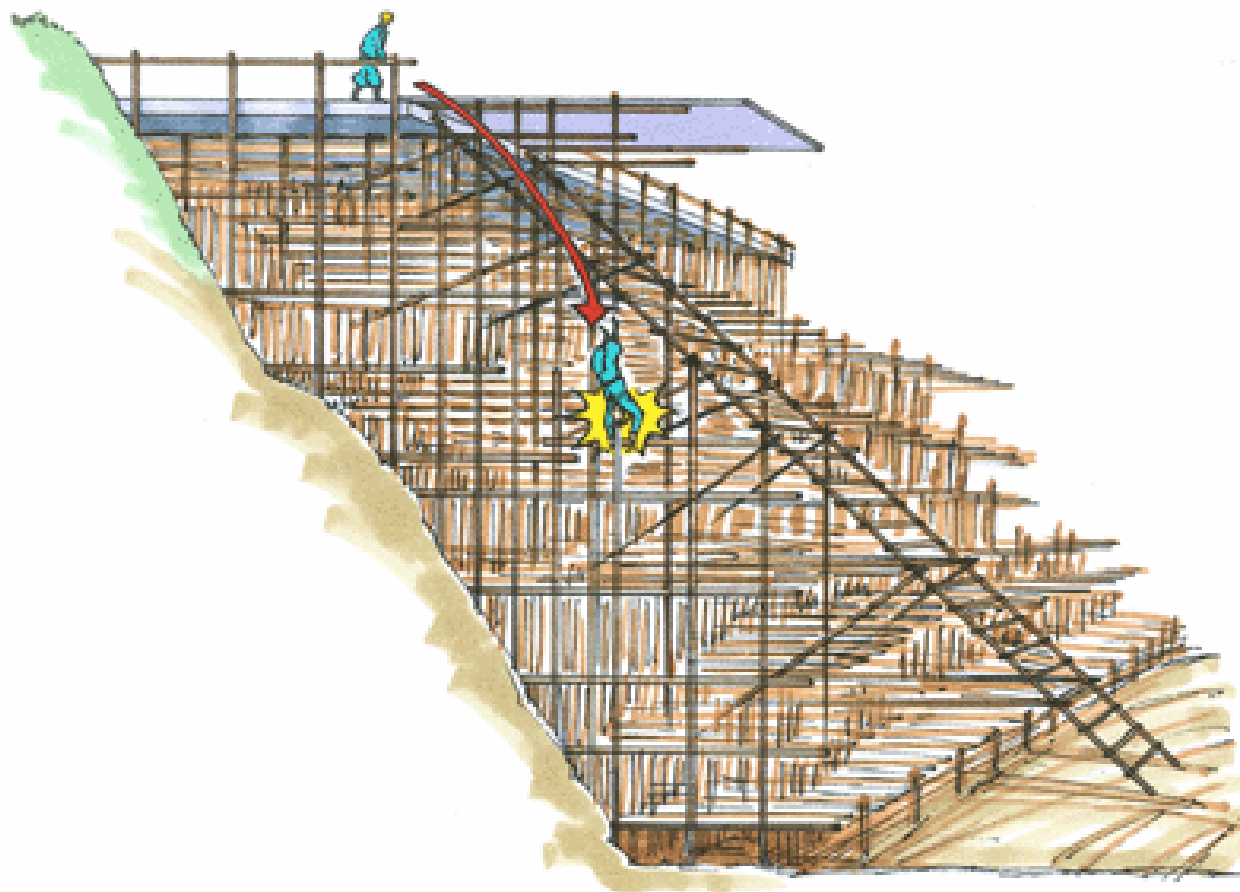
- ・ 違反内容については添付の資料をご確認ください。
- ・ これからは、私が直接確認した事例や、典型的な事例について紹介していきます。



Q：問題点は何個？（足場の復旧）

- ・ある日の建物の新築工事現場にて
- ・雨樋を取り付けるため、A会社の作業員aが足場の手すりを外し作業を行った。なお、作業員aは墜落制止用器具を使用していた。
- ・A会社の作業員は休憩のため作業を中断した。休憩後に作業を再開する予定で、かつ、今日は作業員a以外の業者がここに立ち入る予定がなかったため、取り外した手すりの復旧は行わなかった。
- ・窓枠を取り付けを担当するB会社の作業員bがトラブル対応のため、急遽作業員aが作業を行っていた箇所で作業を開始した。作業員bは手すりがないため作業しやすいと思い、手すりの復旧は行わなかった。
- ・作業員bはごく短時間の作業のため、墜落制止用器具は使用していなかった。

死亡事例（手すりを取り外した箇所から墜落）



死亡事例（屋根上からの墜落）



Q：ディスクグラインダの使用

- 掘削した溝にコンクリートブロックを設置しようとしたところ、掘削が足りないのか、ブロックの精度が悪いのか、想定通りの設置ができないことに気づいた。
- 少しブロックの角を切断することで設置可能であったため、バッテリー式ディスクグラインダでブロックの切断を行った。
- 砥石を最大限活かすため、ディスクグラインダの覆いは普段から取り外していた。
- 車に防塵マスクは積んでいたが、気温が40度近くあるためマスクをつけるのは苦しかった。また、研磨ではなく切断作業であり、風通しの良い場所での作業でもあったため、防塵マスクは使用しなかった。



死亡事例（割れた砥石が身体に直撃）

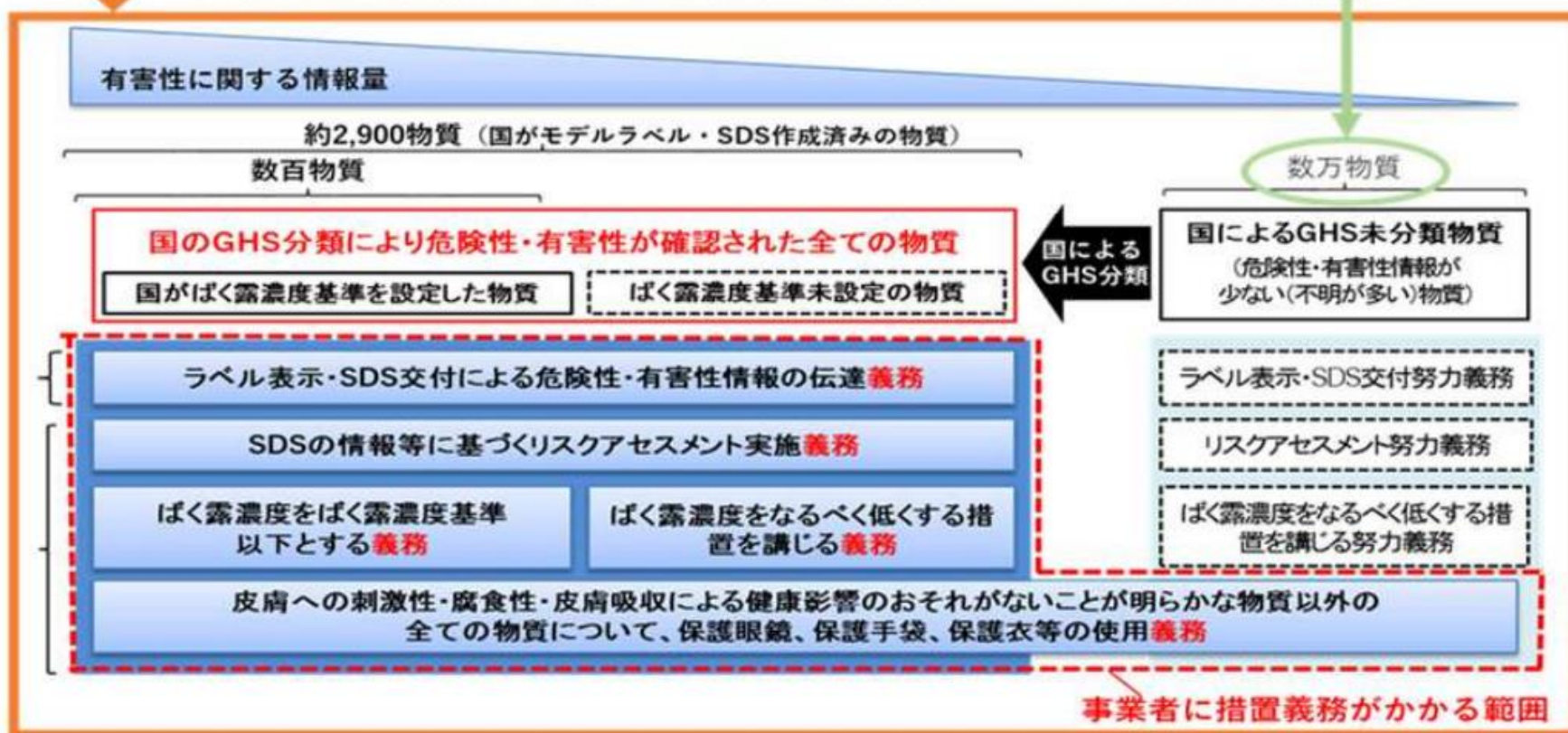


Q：非有機溶剤、非特定化学物質の対策

- 公営住宅の外壁補修工事を行うことになった。
- 有機溶剤等は作業主任者が必要であったり面倒である。また、有機溶剤独特の臭いが周辺からのクレームを引き起こす可能性や作業者の身体への悪影響も考えられる。
- そこで、有機溶剤の代わりに、水性塗料を新たに採用することとした。
- 実際、においもほとんど感じず、試し塗りをしても住民からクレームもない。
- 臭いもせず、有機溶剤や特定化学物質も含まれていないのだから、有機溶剤と比べて問題はないと考え、対策を何も講じずに使用した。

新しくなった化学物質規制

<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



新化学物質対策（一例です）

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

建物の解体

- 老朽化が進んで倒壊の危険性が高くなってきた古民家の解体を行うことになった。
- 最終的に更地にする計画である。
- 建物の外観は木造のようにみえるが、図面等も消失していて、建物に使われた部材等の全容がつかめない。
- 周辺に住宅等もないため多少の埃を発生させても問題はない。普段から作業員には防塵マスクや保護メガネを着用させている。
- 費用を最小限に抑えるため、さっそく、自社の重機でバリバリと建物の解体を開始した。

石綿の事前調査

- 石綿の事前調査は下記を除き**必須**です。

(事前調査不要のパターン)

- ①木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ②工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- ③現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ④石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

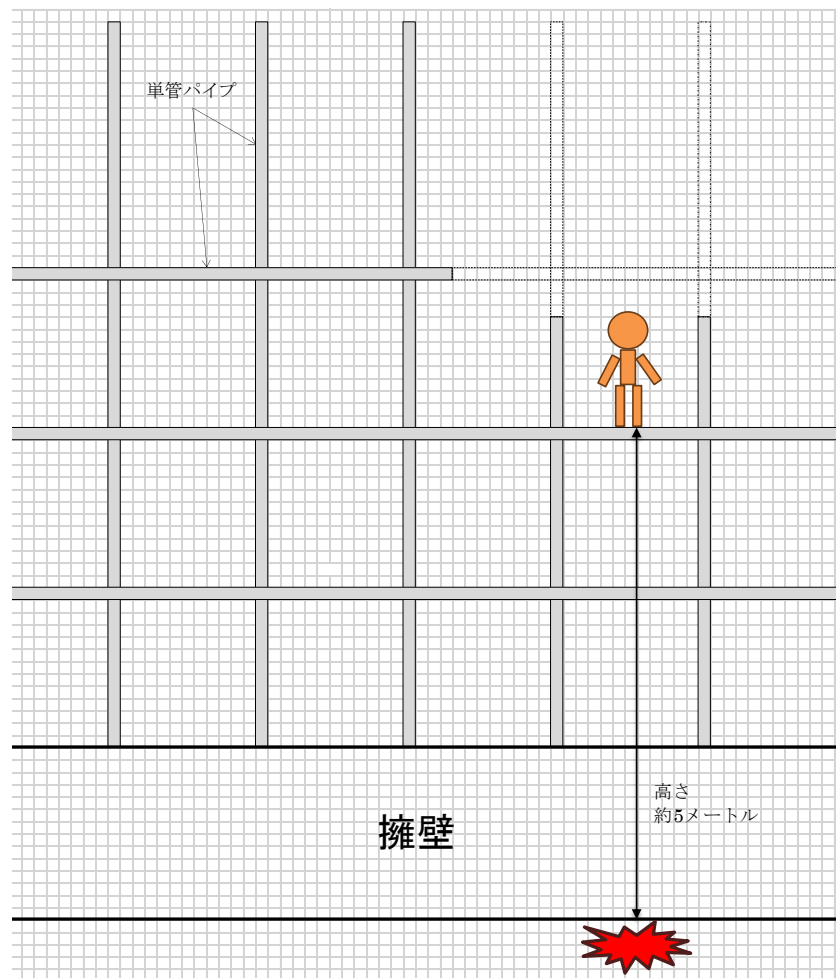
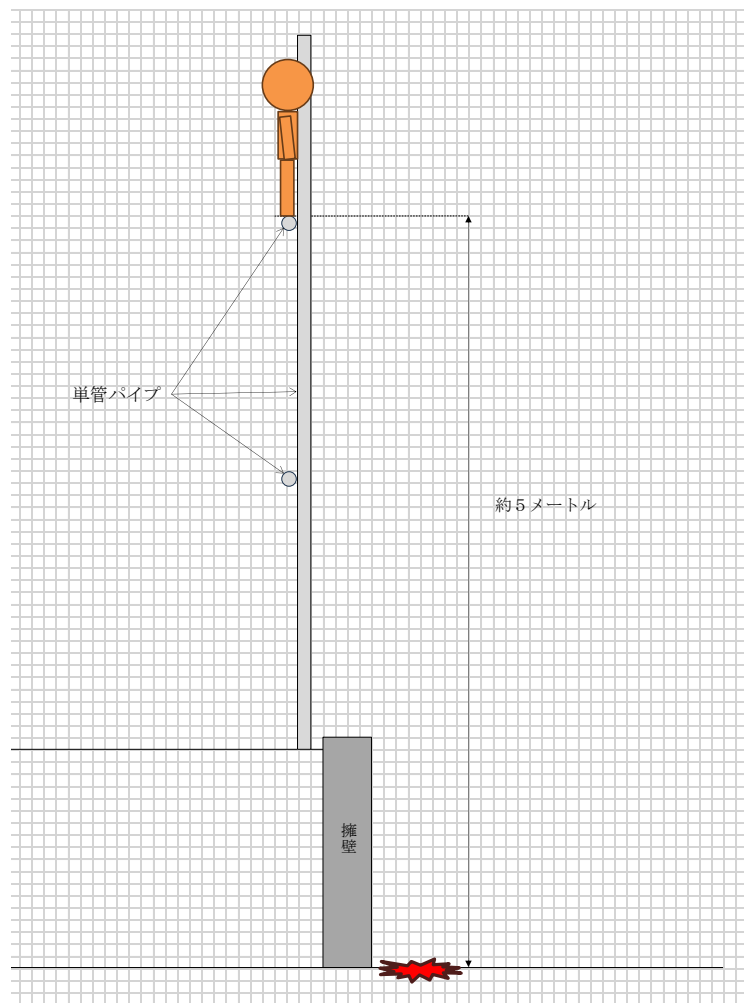
※工事の金額や規模によって変わるのは、事前調査の報告の有無であり、事前調査が必要なくなるわけではありません。

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
 - ・ 工事の費用（契約金額）
 - ・ 工期
 - ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

おまけ：養生シートをかけるために組まれた単管の解体作業中に墜落





ご静聴、ありがとうございました。

※P4の答えは、7：00から18：45までの時間が労働時間（休憩時間は除きます）となります。